

第三一回

参第一一号

身体障害者雇用法（案）

目次

- 第一章 総則（第一条 第六条）
- 第二章 登録（第七条 第十三条）
- 第三章 雇用義務（第十四条 第二十四条）
- 第四章 解雇制限（第二十五条）
- 第五章 賃金（第二十六条 第二十九条）
- 第六章 雑則（第三十条 第三十六条）
- 第七章 罰則（第三十七条・第三十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法第二十七条第一項に掲げる理念に基き、労働の意思を有する身体障害者のために公平な就職の機会を確保し、もつてその自主独立と生活の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「身体障害者」とは、別表に掲げる心身の障害がある十五歳以上の者であつて、この法律の規定により都道府県知事の登録を受けたものをいう。

2 この法律において「身体重障害者」とは、身体障害者であつて、その者の障害が政令で定める重障害（以下「重障害」という。）に該当するものをいう。

3 この法律において「職員」とは、常時勤務に服することを要する被用者をいう。ただし、技能の習得を目的とする者及び政令で定めるその他の者を除く。

（職員に関する特例）

第三条 身体重障害者たる被用者については、その者の就業時間が一週間について二十四時間以上である場合においては、この法律の適用については、その者（日日雇用される者及び前条第三項ただし書に規定する者を除く。次項において同じ。）を職員とみなす。

2 身体重障害者以外の身体障害者たる被用者の就業時間が一週間について二十四時間以上である場合においては、労働大臣又は都道府県知事は、その者を職員とみなすことができる。

（身体障害者雇用審議会）

第四条 身体障害者の雇用に関する事項を調査審議するため、中央身体障害者雇用審議会及び地方身体障害者雇用審議会（以下「身体障害者雇用審議会」という。）を置く。

2 中央身体障害者雇用審議会は労働省に、地方身体障害者雇用審議会は都道府県ごとに置く。

- 3 中央身体障害者雇用審議会は労働大臣の、地方身体障害者雇用審議会は都道府県知事の管理に属する。
- 4 身体障害者雇用審議会は、第七条第二項、第二十二条第一項及び第二項、第二十三条第二項並びに第二十七条第二項の規定によりその権限に属させた事項をつかさどるほか、労働大臣又は都道府県知事の諮問に答え、及び身体障害者の雇用に関し必要と認める事項を労働大臣又は都道府県知事に建議することができる。
- 5 身体障害者雇用審議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、その所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(身体障害者雇用審議会委員)

第五条 中央身体障害者雇用審議会は委員三十人以内で、地方身体障害者雇用審議会は委員十五人以内で組織する。

- 2 身体障害者雇用審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 身体障害者雇用審議会の委員及び臨時委員は、身体障害者を代表する者、雇用主を代表する者、労働者を代表する者及び学識経験ある者のうちから、労働大臣又は都道府県知事が任命する。
- 4 身体障害者雇用審議会の委員のうち身体障害者を代表する委員及び雇用主を代表する委員の数は同数とし、これらの委員の数はあわせて委員の総数の三分の二以下であることができない。
- 5 身体障害者雇用審議会の委員のうち学識経験のある委員には、少くとも一人の医師を含めなければならない。

(政令への委任)

第六条 前二条に規定するもののほか、身体障害者雇用審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 登録

(登録)

第七条 心身に障害のある者は、都道府県知事の指定する医師の診断書を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事に登録の申請をすることができる。

- 2 前項の規定により都道府県知事が医師を指定するときは、労働大臣の定めるところに従い、かつ、その指定に当つては、地方身体障害者雇用審議会の意見を聞かなければならない。
- 3 第一項に規定する医師が、その心身に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が別表に掲げる障害に該当するかどうか、及び別表に掲げる障害に該当する場合において、その者の障害が重障害に該当するかどうかについて意見書をつけなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合においては、次条の規定によつて登録を拒否する場合を除くのほか、登録をしなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により登録をする場合においては、その者の障害が重障害に該当するかどうかを明らかにしなければならない。

(登録の拒否)

第八条 都道府県知事は、登録の申請をした者が次の各号の一に該当するときは、登録を拒否しなければならない。

一 十五歳未満であるとき。

二 別表に掲げる障害を有しないとき。

2 都道府県知事は、登録の申請をした者が職務上の義務違反その他その責に帰すべき事由により解雇されたものであるときは、その解雇の日から一年間は、登録を拒否することができる。

(登録の有効期間等)

第九条 登録は、三年間有効とする。

2 身体障害者は、その申請により更新の登録を受けることができる。

3 前二条の規定は、更新の登録について準用する。

(登録の取消)

第十条 都道府県知事は、身体障害者が別表に掲げる障害を有しなくなつたときは、登録を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、身体障害者が職務上の義務違反その他その責に帰すべき事由により解雇されたときは、登録を取り消すことができる。

(登録拒否等の通知)

第十一条 都道府県知事は、登録を拒否し、又は取り消したときは、理由を附してその旨をその者に通知しなければならない。

(登録の有効期間満了等の場合における取扱)

第十二条 身体障害者についてその登録の有効期間が満了し、更新の登録が拒否され、又は登録が取り消された場合において、その者が引き続き雇用されているときは、当該登録の有効期間満了の日又は当該登録の取り消された日から六月間は、第十四条及び第十五条の規定の適用については、当該雇用主に雇用されている限り、その者を身体障害者とみなす。

(政令への委任)

第十三条 この章に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 雇用義務

(指定職種に関する雇用義務)

第十四条 身体障害者に特に適當する職種として指定された職種(以下「指定職種」という。)を有するすべての雇用主は、各職種ごとに定められる割合により身体障害者を当

該指定職種に従事する職員として雇用しなければならない。

2 前項の職種の指定及び各職種ごとの雇用割合については、別に法律で定める。

(一般職種に関する雇用義務)

第十五条 前条に規定する場合のほか、職員の定員又は定数(定員又は定数がない場合に
あつては総数。以下「定員等」という。)が百人以上である雇用主は、次の各号に定め
る割合により身体障害者を職員として雇用しなければならない。

一 国及び地方公共団体にあつては、政令で定める機関ごとに、職員の定員等から指定
職種に属する職員の定員等を差し引いた数の百分の五以上

二 日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本専売公社及び日本銀行その他政令で定める
公法人にあつては、職員の定員等から指定職種に属する職員の定員等を差し引いた数
の百分の五以上

三 前二号以外の雇用主で職員の定員等が百人以上であるものにあつては、その定員等
から指定職種に属する職員の定員等を差し引いた数の百分の三以上

(雇用義務員数の算定)

第十六条 第十四条又は第十五条の規定により雇用主の雇用すべき身体障害者の員数(以
下「雇用義務員数」という。)を算定する場合において、一人未満の端数は、四捨五入
するものとする。

第十七条 職員の定員等は、毎年四月一日現在の数に基くものとする。ただし、四月二日
から翌年三月三十一日までの間において、新たに第十四条又は第十五条の規定に該当す
ることとなつた雇用主については、その日から一月を経過した日現在の数に基くもの
とする。

2 前項ただし書に規定する一月の期間内は、第十四条及び第十五条の規定は、適用しな
い。

第十八条 労働大臣又は都道府県知事は、四月二日から翌年三月三十一日までの間に
いて、職員の定員等が四月一日(前条第一項ただし書の場合は、第十四条又は第十五条の
規定に該当する雇用主となつた日から一月を経過した日)現在の定員等に比し、百分の
二十以上増加し、又は減少したときは、労働大臣又は都道府県知事の定める日における
定員等を翌年三月三十一日までの間における定員等とみなすことができる。

第十九条 前三条に規定するもののほか、雇用義務員数の算定に関し必要な事項は、政令
で定める。

(身体重障害者の雇用)

第二十条 第十四条又は第十五条の規定により雇用義務を履行すべき雇用主は、これらの
規定により雇用する身体障害者のうちに、できるだけ身体重障害者を含むように努めな
なければならない。

2 身体重障害者が職員として雇用される場合においては、その者一人を雇用義務員数の
二人に換算するものとする。

(身体重障害者の妻の雇用)

第二十一条 身体重障害者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が職員として雇用される場合においては、その雇用される妻二人を雇用義務員数の一人に換算するものとする。ただし、指定職種については、この限りではない。

(雇用義務の軽減及び免除)

第二十二条 労働大臣又は都道府県知事は、特別の事情があると認められる者については、身体障害者雇用審議会の意見を聞き、期間を定めて、第十四条又は第十五条に規定する割合を引き下げることができる。

2 労働大臣又は都道府県知事は、やむを得ない事情があると認められる者については、身体障害者雇用審議会の意見を聞き、期間を定めて、第十四条又は第十五条に規定する雇用義務を免除することができる。この場合においては、必要な条件を附することができる。

3 雇用義務を免除された者が前項の規定により附せられた条件に違反したときは、労働大臣又は都道府県知事は、雇用義務の免除を取り消すことができる。

(指名雇用)

第二十三条 労働大臣又は都道府県知事は、第十四条又は第十五条に規定する雇用義務を履行しない雇用主(国及び地方公共団体を除く。)に対し、期限を指定し、かつ、その期限を経過したときは、その雇用主において雇用すべき身体障害者を指名する旨の警告を附して、その義務の履行を督促することができる。

2 雇用主が前項の期限までにその義務を履行しなかつた場合においては、労働大臣又は都道府県知事は、身体障害者雇用審議会の議により、労働能力を有する身体障害者を指名し、かつ、その者を雇用すべき期日及び労働契約の内容を指定する決定をすることができる。ただし、その指名を受ける者の意思に反する決定をすることができない。

3 労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定により決定をしたときは、当該雇用主に決定書を送付しなければならない。

4 前項の規定による決定書の送付があつたときは、当該雇用主と当該身体障害者との間に、第二項に規定する期日において同項に規定する内容の労働契約が締結されたものとみなす。

5 第二項の規定により指定する労働契約の内容は、当該雇用主が当事者となつている労働協約に従うものでなければならない。労働協約がない場合においては、その内容は、当該雇用主が当事者となつている労働契約の内容を考慮して定められなければならない。

(届出の義務)

第二十四条 第十四条又は第十五条の規定により雇用義務を履行すべき雇用主は、労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 指定職種に従事する職員の定員等
- 二 指定職種に職員として雇用している身体障害者及び身体重障害者の数
- 三 職員の定員等
- 四 職員として雇用している身体障害者及び身体重障害者の数
- 五 職員として雇用している身体重障害者の妻の数
- 六 その他労働省令で定める事項

第四章 解雇制限

(解雇制限)

第二十五条 雇用主は、労働大臣又は都道府県知事の承認を受けなければ、職員たる身体障害者を解雇してはならない。

2 前項の承認は、次に掲げる場合でなければしてはならない。

- 一 身体障害者が別の職に就くことが確保されている場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 その他正当な理由がある場合

3 第一項の承認を受けないでした解雇は、無効とする。

第五章 賃金

(賃金の定義)

第二十六条 この章において「賃金」とは、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいい、臨時に支払われる賃金その他労働省令で定める賃金を除くものとする。

(賃金の額)

第二十七条 雇用主は、その雇用する職員たる身体障害者に対しては、その身体障害者が就業する事務所又は事業場の所在地の都道府県の区域において同一職種に従事する労働者（身体障害者たる労働者を除く。）に通常支払われる賃金（以下「地域職種別賃金」という。）の額の百分の八十に相当する額以上の賃金を支払わなければならない。ただし、当該身体障害者の労働能力が著しく低い場合において、労働大臣又は都道府県知事の許可を受けて、当該許可に係る賃金の額以上の額で地域職種別賃金の額の百分の八十に相当する額に満たない額の賃金を支払うときは、この限りでない。

2 前項の地域職種別賃金の額は、労働大臣が中央身体障害者雇用審議会の意見を聞いて定める。

(前条違反の契約)

第二十八条 雇用主と職員たる身体障害者との間の労働契約で地域職種別賃金の額の百分の八十に相当する額（前条第一項ただし書に規定する場合にあつては、その許可に係る賃金の額。以下この条において同じ。）以下の賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、地域職種別賃金の額の百分の八十に相当する額の賃金を定めたものとみなす。

(差額の支給)

第二十九条 国は、第二十七条第一項ただし書に規定する場合においては、政令で定めるところにより、当該身体障害者に対し、地域職種別賃金の額の百分の八十に相当する額から、同条同項ただし書に規定する賃金の額（当該身体障害者が厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）その他政令で定める法令により、障害年金その他これに類する給付を受けているものであるときは、当該賃金の額に当該給付の額を加えた額）を差し引いた金額を支給するものとする。

第六章 雑則

(国の補助)

第三十条 雇用主がその雇用する身体障害者に職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）第十五条第一項又は第十六条第一項の認定を受けて行われる職業訓練を受けさせる場合においては、国は、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、その雇用主に対し、当該職業訓練に要する経費の全部又は一部を補助することができる。

第三十一条 雇用主がその雇用する身体障害者の労働能力を補強するため若しくは危害の防止を図るために必要な作業設備を設置し、若しくは改善し、又はその身体障害者に対して作業用補装具を支給する場合においては、国は、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、その雇用主に対し、その経費の全部又は一部を補助することができる。

(課税の特例)

第三十二条 個人たる雇用主が、各年において、その雇用する身体障害者に対して給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与（以下「給与」という。）を支払った場合においては、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第十条第二項の規定により経費に算入すべき金額のほか、当該年中に身体障害者に支払った給与の合計額の百分の二十に相当する金額を、当該年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

2 法人たる雇用主が、各事業年度において、その雇用する身体障害者に対して給与を支払った場合においては、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）及びこれに基く命令の規定により損金に算入すべき金額のほか、当該事業年度中に身体障害者に支払った給与の合計額の百分の二十に相当する金額を、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

(訴願)

第三十三条 この法律の規定により労働大臣又は都道府県知事のした処分不服がある者は、訴願法（明治二十三年法律第百五号）の定めるところにより、訴願をすることができる。

(立入検査等)

第三十四条 労働大臣又は都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、雇用主に対し、身体障害者の雇用に関する事項について報告を求め、又は当該職員に雇用主の事務所若しくは事業場に立ち入って関係者に質問し、若しくは帳簿、書

類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により当該職員が質問又は検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(職権)

第三十五条 第三条第二項、第十八条、第二十二条、第二十三条第一項から第三項まで、第二十四条、第二十五条第一項、第二十七条第一項ただし書及び前条第一項に規定する労働大臣又は都道府県知事の職権は、国、地方公共団体、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本専売公社及び二以上の都道府県の区域に事務所又は事業場を有する雇用主に係る事項については、労働大臣が行い、その他の雇用主に係る事項については、当該雇用主の事務所又は事業場の所在地の都道府県知事が行う。

(実施規定)

第三十六条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第七章 罰則

第三十七条 身体障害者雇用審議会の委員若しくは臨時委員又はこれらの職にあつた者が、その職務に関して知得した秘密を正当な理由なしに漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

- 一 第二十四条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十四年六月一日から施行する。ただし、第三章の規定は、昭和三十五年四月一日から施行する。

(経過規定)

- 2 労働大臣又は都道府県知事は、第十四条又は第十五条に規定する雇用義務を履行すべき雇用主について、昭和三十五年三月三十一日以前に、第二十二条の規定の例により、あらかじめ第十四条又は第十五条に規定する割合を引き下げ、又は雇用義務を免除することができる。
- 3 第三十五条の規定は、前項の場合に準用する。
- 4 昭和三十四年五月三十一日以前に雇用主が身体障害者に対して支払うべき給与については、なお従前の例による。

(職業訓練法の一部改正)

5 職業訓練法の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「前項に規定する公共職業訓練」を「第五条第一項の規定による公共職業訓練」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 国及び都道府県は、政令で定めるところにより、身体障害者職業訓練所において行う公共職業訓練を受ける求職者に対して、手当を支給するものとする。

(労働省設置法の一部改正)

6 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十八号の次に次の四号を加える。

三十八の二 身体障害者雇用法(昭和三十四年法律第 号)に基いて、雇用義務員数を算定する割合を引き下げ、又は雇用義務を免除すること。

三十八の三 身体障害者雇用法に基いて、身体障害者を指名してその雇用を強制すること。

三十八の四 身体障害者雇用法に基いて、身体障害者の解雇の承認をすること。

三十八の五 身体障害者雇用法に基いて、地域職種別賃金を決定すること。

第十条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 身体障害者の雇用に関すること。

第十条第一項第八号中「及び職業訓練法」を「、職業訓練法及び身体障害者雇用法」に改める。

第十三条第一項の表中

「 地方職業安定審議会	都道府県知事の諮問に応じ、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に関する重要事項を調査審議すること。
-------------	--

を

「 地方職業安定審議会	都道府県知事の諮問に応じ、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に関する重要事項を調査審議すること。
中央身体障害者雇用審議会	労働大臣の諮問に応じ、身体障害者の雇用に関する重要事項を調査審議すること。

に改める。

別表

一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの

- 1 両眼の視力(万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。)がそれぞれ〇・一以下のもの

- 2 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの

- 3 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの

- 4 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの

二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの

- 1 両耳の聴力損失がそれぞれ六〇デシベル以上のもの
- 2 一耳の聴力損失が八〇デシベル以上、他耳の聴力損失が四〇デシベル以上のもの
- 3 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
- 4 平衡機能の著しい障害

三 次に掲げる音声機能又は言語機能の障害

- 1 音声機能又は言語機能の喪失
- 2 音声機能又は言語機能の著しい障害で、永続するもの

四 次に掲げる肢体不自由

- 1 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
- 2 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
- 3 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
- 4 両下肢のすべての指を欠くもの
- 5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
- 6 前各号に掲げるもののほか、その程度が前各号に掲げる障害の程度以上であると認められる障害

五 労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の胸腹部臓器の機能障害で、政令で定めるもの

六 労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の精神又は神経系統の機能障害で、政令で定めるもの

理 由

身体障害者の雇用状況にかんがみ、労働の意思を有する身体障害者のために公平な就職の機会を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費
総額 約五十三億円（平年度）